

令和2(2020)年7月21日

報道機関各位

都市建設部 市街地整備課

本町緑地の一部オープン化について

1 趣旨

これまで渡良瀬川河川敷の更なる有効活用を目指し、国土交通省渡良瀬川河川事務所と協議を重ねてきたところです。そこで、このたび、市民や来訪者等の憩いの場として河川敷の魅力をより一層高めることを目的として、本町緑地に渡良瀬川河川事務所と連携した「かわまちづくり支援事業制度」を導入するとともに、一部区域のオープン化を図ることで、民間活力を活用した公園整備を実施するものです。

※ 河川空間のオープン化

河川敷の占用主体は、原則として、公共性や公益性を有する地方公共団体等に限定されてきました。しかし、河川敷を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、都市及び地方の再生等に資することを目的として、営業活動を行う民間事業者に河川敷の利用を可能とする制度です。

2 オープン化に係る関係者の役割分担

(1) 渡良瀬川河川事務所

堤外地に盛土造成及び坂路等築造工事を実施し、新たに堤防の天端にオープンスペース等を整備します。

(2) 足利市

渡良瀬川河川事務所から河川占用の許可を受け、民間事業者の公募・選定の手続を行うとともに、選定された民間事業者と基本協定を締結し、飲食店その他公園施設の設置及び管理を許可します。

(3) 民間事業者

足利市から飲食店その他公園施設の設置及び管理の許可を受け、自らの費用で飲食店その他公園施設を整備するとともに、適切に維持管理を行います。

3 民間事業者の選定方法

公募設置管理制度（P a r k—P F I）

※ 平成29(2017)年5月に都市公園法が改正され、飲食店や売店など公園利用者の利便性の向上に資する施設（便益施設）の設置のほか、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路や広場などの整備を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

4 今後の予定

令和2(2020)年11月～ 国が盛土造成工事を実施
(その後、適宜、国が坂路等造成工事を実施する。)

令和4(2022)年 民間事業者の公募

令和5(2023)年 便益施設等の設置及び供用開始

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
市街地整備課	課長	橋本 光市	主査	木村 貴弘	0284-20-2181